

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 税務大学校東京研修所における清涼飲料水自動販売機の設置及び管理
- (2) 営 業 場 所 税務大学校東京研修所内の指定する場所
- (3) 募集業者数 1 業者

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税庁所管の契約担当官、支出負担行為担当官及び財務省共済組合東京国税局支部長との契約に関し、過去 5 年間に於いて、契約条項違反又は重大なる過失若しくは不正等により契約履行に支障を来したことなく、各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

3 公募実施要領等の交付

- (1) 期 間 令和 7 年 11 月 6 日（木）～令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 場 所 千葉県船橋市行田 2－6－5
税務大学校東京研修所 総務係（庁舎棟 2 階）

4 公募説明会の実施

- (1) 日 時 令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 2 時
- (2) 場 所 千葉県船橋市行田 2－6－5
税務大学校東京研修所 校舎棟 101 教室
- (3) 申込期限 令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時

4 公募参加届出書等の受付

- (1) 期 限 令和 7 年 11 月 26 日（水）必着
- (2) 場 所 イ 郵送の場合
〒273-0044 千葉県船橋市行田 2－6－5
税務大学校東京研修所 総務係
ロ 持参する場合
千葉県船橋市行田 2－6－5
税務大学校東京研修所 総務係（庁舎棟 2 階）

5 契約書作成の要否

作成を要する。

6 照会先

千葉県船橋市行田 2－6－5 税務大学校東京研修所 総務係
電話 047-439-6111（担当者 細井）

7 申込書の無効

本公告に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上公告する。

令和 7 年 11 月 6 日

千葉県船橋市行田 2－6－5

分任契約担当官

税務大学校東京研修所 幹事 麻生 聡